

令和2年3月13日

保護者 様

松山市立高浜小学校
校長 宮岡 亨

小学校の臨時休業に伴う校納金の返金事務について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国から小中学校を臨時休業とする要請を受け、本校でも3月4日（水）から臨時休業をしています。

そのうち、既に手続きを済ませている3月分の校納金（学校給食費や教材費等）が、過徴収となっている校納金の返金について、「卒業生分は返金し、来年度も引き続き同校に在籍する予定の児童分は、翌年度への繰越を検討しているところです。対応方法がまとまりましたら、後日、ご連絡いたします。」とお知らせしておりましたが、全学年、原則、年度内精算することとなりましたのでお知らせします。

つきましては、大変恐縮ではございますが、下記の点についてご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 原則、年度内精算としますが、期限内に未納金の回収が完了しない場合は、返金処理が遅延する場合があります。
- 2 返金は、お届けいただいている校納金登録口座へ振込むこと。
- 3 市内全校において返金処理が行われるため、学校から振込み依頼した日から保護者届口座へ入金されるのに5日程度の遅れが生じる場合もあること。（返金処理は、3月下旬頃から4月上旬頃に行われる予定ですので、通帳で確認をお願いします。）